

## 審 査 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法

根 拠 条 項：第7条の3第1項

処 分 の 概 要：風俗営業者たる法人の分割の承認

原権者（委任先）：岐阜県公安委員会

法 令 の 定 め：

法第7条の3第2項において準用する第4条第1項（承認の基準）

規則第1条（分割承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第6条の2（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第6条の3（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第15条（風俗営業者たる法人の分割の承認の申請）

審 査 基 準：別紙のとおり

標 準 处 理 期 間：35日

申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署（担当窓口 生活安全課）

問 合 せ 先：申請先に同じ

備 考：

法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年11月28日 警察庁生活安全局）第15を参照すること。